

## やさしいまちづくり条例の事前協議は確認申請前に行ってください

熊本県では、誰もが使いやすく、より良い建築物とするために、「バリアフリー新法」や「やさしいまちづくり条例」に定められた基準に沿って建築等が行われるよう、建築物の建築主等へ指導・助言を的確に行うために、「事前協議制度」を設けています。

事前協議は、基本的な計画を策定した時点で所管行政庁に提出いただき、建築主へ指導・助言を行うためのものであり、遅くとも建築確認申請の前までに、所管行政庁へ事前協議書等を提出することとなっています。

民間確認検査機関に確認申請を提出される場合も、必ず事前に所管行政庁へ提出をお願いします。

事前協議が必要な建築物の規模等

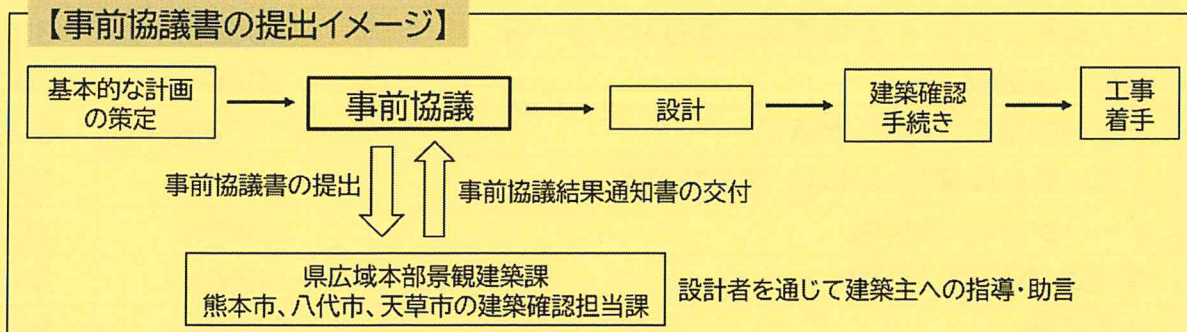
基本的な協議対象規模	300㎡以上
生活に密着した用途 (病院、店舗、飲食店など)	100㎡以上
小規模の建物が多い用途 (理髪店、クリーニング取扱店、公衆便所など)	30㎡以上

所管行政庁（受付窓口）

下記3市以外	各広域本部景観建築課
熊本市	熊本市建築指導課
八代市	八代市建築指導課
天草市	天草市建築課

※詳細は裏面をご確認ください。

### 【事前協議書の提出イメージ】



## ご存じですか？ 建築物の整備ガイドについて



平成26年度に誰もが利用しやすい建築物を整備するための手引き書として「建築物の整備ガイド」を作成しました。整備が求められている各施設のポイントを、とてもわかりやすく記載しています。設計段階の建築主との打合せにもご活用下さい。

熊本県ホームページに掲載しておりますので、ぜひご活用下さい。





## バリアフリー法・やさしいまちづくり条例のポイント

### <法令の基準適合義務及び事前協議の対象面積の一覧>

法令の基準適合義務及び事前協議については、下表の面積以上の建築物が対象となります。

用途	バリアフリー法の基準適合義務対象床面積	事前協議対象面積
盲学校・聾学校・養護学校	※ 1000m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>
小、中、高、大学・専門学校・専修学校・各種学校等	2000m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>
幼稚園	×	300m <sup>2</sup>
病院・診療所	※ 1000m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup>
劇場・観覧場・映画館・演芸場	2000m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>
集会場・公会堂	2000m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>
展示場	2000m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>
卸売市場	×	300m <sup>2</sup>
百貨店・マーケット・物販店	2000m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup>
ガソリンスタンド	2000m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup>
ホテル・旅館	2000m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>
保健所・税務署等	※ 1000m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>
事務所(上記以外)	×	300m <sup>2</sup>
共同住宅・寄宿舍・下宿	×	300m <sup>2</sup>
老人ホーム・福祉ホーム等	※ 1000m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>
保育所・福祉ホーム等(上記以外)	×	300m <sup>2</sup>
老人福祉センター・身体障害者福祉センター等	※ 1000m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>
児童厚生施設	2000m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>
一般公共用の体育館・水泳場	※ 1000m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>
上記以外の体育館・水泳場・運動施設等	×	300m <sup>2</sup>
ボーリング場・遊技場	2000m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>
博物館・美術館・図書館	※ 1000m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>
公衆浴場	2000m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>
飲食店	2000m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup>
上記以外のキャバレー・料理店・ナイトクラブ・ダンスホール等	×	300m <sup>2</sup>
郵便局・銀行・質屋・貸衣装屋等のサービス業を営む店舗	2000m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup>
理髪店・美容室・クリーニング取次店等	2000m <sup>2</sup>	30m <sup>2</sup>
自動車教習所・学習塾・華道教室・囲碁教室等	×	300m <sup>2</sup>
工場	×	300m <sup>2</sup>
バス・船・空港ターミナル施設	2000m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>
一般公共用の駐車場	2000m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>
上記以外の駐車場	×	300m <sup>2</sup>
公衆便所	50m <sup>2</sup>	30m <sup>2</sup>
公共用歩廊	2000m <sup>2</sup>	×

※1000m<sup>2</sup>への引き下げは条例によるもの